

令和三年七月三十日（号外第百七十四号）国土交通省告示第千七百七十一号（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を

四五七
一改正後欄
一○一三一
一改正前欄
南「砺波市」B、
「砺波市」B・南
砺市

| | |
|-------------|-------------|
| 六 二 | 終改正から後欄 |
| 一 一 九 | 改正前欄 |
| 一 一 〇 | 「砺波市」 |
| 一 一 一 | 「砺波市 B、南砺市」 |
| 一 一 二 | 「砺波市 B・南砺市」 |

一一〇 上 五場合のに

令和七年六月十七日(号外第百三十三号) 国土交通省告示第四百六十九号(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等)の一部を改正する告示

(原稿證)
五四ペ「改正後釋」に四の次に次を加ベ。⑥
法第41条第1項第4号の制動装置のうち
衝突被害軽減制動装置

五
四
改
正
後
欄
三
四
(一) (六)

八三〇番地 緋ヶ八

39番地 3

正誤

ページ段行誤

(原稿誤り)
改正する省令
公布国土交通省令第九十八号（押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を

八六上 二二第十六号

一部を改正する省令) 布国土交通省令第五十八号 (道路法施行規則等の

四九
原稿誤り
改

三

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|------------------------|---|--------|-----------|----|
| 令和二年十二月二十三日(号外第二百六十九号) | 公布国土交通省令第九十八号(押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令) | (原稿誤り) | 正誤 | 誤 |
| 八六 上 | 一二 第十六号 | 第四号 | 一一 第十六号 | 正 |
| 令和三年九月二十四日(号外第二百六十九号) | 一部を改正する省令 | (原稿誤り) | 一部を改正する省令 | 正 |
| 四九 改正前欄奉 | 一 二 一 | 正誤 | 正誤 | 正誤 |